

平成 29 年 9 月 28 日

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

1 処分対象者及び処分内容

| 所属 | 補職 | 年齢 | 性別 | 処分内容 | 処分理由 | 事案の概要 |
|-----|----|----|----|-------|------------------------|--|
| 建設部 | 部長 | 60 | 男 | 懲戒：戒告 | 地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号 | 占用料について、決算に計上した数値を誤ったと共に滞納整理が計画的に実施されていなかった。当時の管理者として適正に部下を管理監督する義務を怠った。 |

2 処分年月日

平成 29 年 9 月 26 日